

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	第1回枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会
開 催 日 時	令和2年(2020年)1月7日(火) 午後 4時から 午後 5時30分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館 2階 第5集会室
出 席 者	委員5名中5名出席 会長：相模太朗委員、副会長：服部純子委員、 委員：池田純子委員、林伸光委員、藤野一夫委員
欠 席 者	なし
案 件 名	(1)会長、副会長の選任について (2)委員会の運営について (3)枚方市総合文化芸術センター指定候補者選定について ①枚方市総合文化芸術センターの施設の概要及び管理運営状況について ②枚方市総合文化芸術センター指定管理者募集要項、基本仕様書について ③枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定基準について (4)その他
提出された資料等の 名 称	資料1 諮問書（写し） 資料2 委員名簿 資料3 枚方市総合文化芸術センター施設の概要及び管理運営状況について 資料4 枚方市総合文化芸術センター指定管理者募集要項（案）及び様式集 資料5 枚方市総合文化芸術センター管理運営業務基本仕様書（案） 資料6 枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定基準（案） 資料7 枚方市総合文化芸術センター条例 資料8 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋）/枚方市情報公開条例（抜粋） 資料9 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例 資料10 枚方市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則 資料11 地方自治法（抜粋・第244条の2）

<p>決 定 事 項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長に相模委員、副会長に服部委員を選任することを決定</li> <li>・ 会議は非公開、会議録は作成の上、本委員会の答申後に公表、委員会への提出資料は資料 2 の掲載を除き、本委員会の答申後に公表とすることについて決定</li> <li>・ 枚方市総合文化芸術センター指定管理者募集要項（案）及び枚方市総合文化芸術センター管理運営業務基本仕様書（案）、選定基準について、一部内容を修正し、会長一任の下、内容を決定 その他の部分については、原案のまま確定することを確認</li> <li>・ 第 2 回は、基礎審査結果報告、プレゼンテーション実施方法の確認、現地視察を実施することを決定</li> </ul>
<p>会議の公開、非公開の別及び非公開の理由</p>	<p>非公開</p> <p>枚方市情報公開条例第 5 条第 6 号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議・調査等を行うため。</p>
<p>会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由</p>	<p>本委員会の答申後に公表</p>
<p>傍 聴 者 の 数</p>	<p>2 名（非公開決定後、退出）</p>
<p>所 管 部 署 （ 事 務 局 ）</p>	<p>産業文化部 文化振興課</p>

## 審議内容

### (開会 午後4時)

(事務局) ただ今から、「第1回 枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会」を開会いたします。

本委員会の会長が選任されるまでの間、委員会の進行をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

まず、本日、本委員会に対し、枚方市長から諮問書が提出されております。

委員の皆様のお手元にも、紙ファイルの中に資料1として、その写しをお配りしております。

本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして、調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会でございます。

委員の皆様におかれましては、枚方市長の諮問に応じ、申請団体・事業者が提案してまいります事業計画書等の内容について、管理運営に当たっての費用・効果・管理能力など、総合的に各申請団体を比較検討し、委員会で採点いただくことにより、最も得点が高い団体を指定候補者としてご答申いただくものでございます。

本日を第1回とし、ご答申をいただきますまで、全4回、ご審議をいただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、本日の出席委員は5名で、全員のご出席をいただいております。本日の会議が成立している旨、ご報告いたします。また、傍聴希望者は2名であることを併せてご報告いたします。

それでは、次に、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、紙ファイルにおいて、次第、資料1から資料11を添付しております。

次に、綴りひもで綴っております参考資料集において参考資料1から参考資料7を添付しております。

最後に「指定管理者選定までのスケジュール(予定)」というA4縦長、1枚ものの日程表をお配りしております。

資料は以上でございますが、配付漏れ等はありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

### 案件(1) 会長・副会長の選任について

(事務局) それでは、案件をご審議いただきたいと思っております。

まず、「案件(1)会長、副会長の選任について」でございますが、

本委員会には、条例の規定により、委員の皆様方の互選により、会長、副会長を各1名置くこととなっております。

事務局といたしましては、本市の公の施設に係る指定管理者選定委員会の例にならい、適宜、法的、また、財務的な事項にご留意いただきながら、各委員の豊富な知識、ご経験によりまして、活発なご議論をお願いしたいと考えておりまして、そうした観点から、会長を弁護士の相模太朗委員に、副会長を税理士の服部純子委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(事務局) よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、会長に 相模太朗委員、副会長に 服部純子委員を選任いただくことをご承認いただきました。

恐れ入りますが、相模委員、服部委員は、会長、副会長の席へご移動をお願いいたします。

(会長・副会長移動)

(事務局) それでは、会長、副会長より、一言ごあいさつをいただきたいと思います。

(会 長) ただいま、本選定委員会の会長に選任いただきました相模でございます。

本委員会は、指定候補者の選定を適正に行うため、「枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会」として、必要な調査、審議及び答申をするために構成されたものでございます。会議進行につきましては、皆様方のご理解とご協力を賜りますよう、お願いいたします。以上、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

(副会長) ただいま、本委員会の副会長に選任いただきました服部でございます。

相模会長を補佐し、会務の円滑な進行に努力いたしますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(事務局) それでは、これより以降は、会長に委員会の進行をお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

## 案件（2）委員会の運営について

(会 長) それでは、委員会を進めてまいりたいと思います。

まず、「案件（2）委員会の運営について」を議題とします。

本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、「案件（2）委員会の運営について」ご説明いたします。

今後、本委員会を進めるに当たり、まず、「会議の公開・非公開」次に、「会議録の作成方法と公開・非公開」次に、「会議資料の公開・非公開」の3点について、ご決定いただきたいと考えております。

お手元にお配りしております資料8「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」(抜粋)をご覧ください。

この規程は、本市における審議会等の会議の公開等に関するルールについて定めたものでございます。

第3条の網掛け部分ですが、本市では、審議会等の会議は公開するものとしております。ただし、その下に記載をしております(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができる旨を規定しております。

また、その下の第2項におきまして、会議を非公開とするときは、この会議において、決定いただく旨を規定しております。

事務局といたしましては、これ以降、本委員会でご議論いただく内容については、この第3条の(2)、枚方市情報公開条例第5条に規定する非公開情報が含まれるものと考えております。具体的には、資料の裏面をご覧ください。

本市情報公開条例の抜粋を記載しておりますが、本委員会では、この第5条第6号に該当する情報を審議するものと考えており、会議を「非公開とすることができる」ものと考えております。恐れ入りますが、資料の表面にお戻りください。

次に、会議録の作成についてですが、規程の第6条第4項にありますように、審議の経過が分かるように、発言内容を明確にして記録するものとされております。

これは、委員の皆様が発言内容について、全文筆記または全文筆記に近い要約筆記とすることが求められているものでございます。ただし、発言者名につきましては、個人名を記載せず、単に会長、副会長、A委員、B委員、C委員と表記させていただいてはどうかと考えております。

なお、事務局といたしましては、会議録については事務局で作成し、全委員にご確認いただいた上で、答申をいただいた後、公開する取り扱いとしていただいております。

最後に、委員会の提出資料についてですが、こちらにつきましては、ただいまご説明しました会議録と同様に、枚方市情報公開条例第5条の規定による非公開情報が含まれるものとして、答申をいただいた後に公開する取り扱いとしていただいております。

ただ、資料のうち、委員名簿についてですが、資料2をご覧くださいませでしょうか。委員名簿につきましては、情報公開を進める今日的状況から、本市では公表している現状がございますことから、事務局といたしましては、資料2に記載されている程度で、委員名とご職業を公表したいと考えております。

なお、公表した場合、応募者が委員に接触する問題が生じる可能性がございますが、接触した場合は、その応募者を失格とする要件を設定したいと考えております。

「案件(2)委員会の運営について」のご説明は、以上でございます。

(会長) ただいま、事務局から委員会の公開等に関する説明がありましたが、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたらお伺いします。いかがでしょうか。

(C委員) 委員名簿の公開時期ですが、事務局案ではいつと考えておられますか。

(事務局) 会議終了後、すぐの公開を考えています。

(C委員) 申請予定業者の接触問題があり、例えばそういうことがあれば自己申告でお伝えすればよいと思いますが、それができない場合もあります。ですので、委員名簿の公開は後の方が良いのではないのでしょうか。これまではどうされていたのですか。

(事務局) これまでは、第1回の会議後すぐに公開しています。募集要項に「接触の事実が認め

られた場合には失格にすることがあります。」と明記しているのです、基本的には接触はないものと考えています。本市の情報公開の観点からも名簿はすぐに公開させていただきたいと考えています。

(C委員) 接触があった場合は、私の方で拒否すればよいのでしょうか。それとも接触があった時点で、失格でしょうか。

(事務局) 事務局等で協議の上で決定されますが、基本的には、意図的な接触があった場合は失格と考えています。

(会 長) 他によろしいでしょうか。

それでは、お諮りします。

本件について、まず、委員会の会議は非公開とし、次に、会議録と委員会の提出資料等は本委員会の答申後に公開とすることとし、ただし、委員名簿については、氏名、職業について公表することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

(会 長) ご異議なしと認めます。

よって、本件については、ただいま申し上げたとおりに決定します。

恐れ入りますが、本委員会は非公開と決定いたしましたので、傍聴にお越しいただいた方は、ご退出の方、お願いいたします。

(傍聴者退出)

(会 長) 次に、委員会の日程等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、委員会の日程等について、ご説明いたします。

お手元の「指定管理者選定までのスケジュール (予定)」という資料をご覧ください。公募により選定を行っていただく本委員会につきましては、十分な調査、審議を行っていただくため、4日間の日程で開催いただいております。

本日は、第1日目として、この後、「資料3 施設の概要及び管理運営状況について」、ご説明させていただきます。

その後、「資料4 募集要項 (案)」、「資料5 仕様書 (案)」についてご説明させていただきます。これらにつきましては、委員の皆様からご意見をいただいた上で、本市において最終決定してまいります。

続きまして、「資料6 選定基準 (案)」についてですが、この選定基準は募集要項や仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様からご意見をいただいた際の基準となるものでございます。これにつきましても、本日、委員の皆様からご意見をいただいた上で、確定していただければと考えております。

また、本日の委員会で募集要項等をご確認いただき、本市においてその内容を確定い

たしますと、1月17日（金）からホームページ等で配布を行い、説明会、質疑応答などを経まして、2月18日（火）から3月18日（水）まで応募書類の受付を行う予定となっております。

また、第2回、次回の委員会では、申請団体から提出された事業計画書等の提案内容が、本市が求める要求事項を満たしているかをご確認いただくとともに、プレゼンテーションの実施方法について、ご審議いただきたいと考えております。

続きまして、第3回の委員会では、申請団体によるプレゼンテーションを実施して委員の皆様にご採点していただき、第4回の委員会で委員の皆様の合議の上、答申をいただきたいと考えております。

次に、指定管理者制度の概要、また、本委員会の役割等について、ご説明させていただきます。

お手元にお配りしております参考資料集の参考資料2をご覧ください。まず、1.指定管理者制度の概要でございます。

指定管理者制度は、従前、管理委託制度として、公共的団体や市の出資法人に限ってきた「公の施設」の管理運営にかかる委託先について、民間事業者等に門戸を広げるものとして、平成15年の地方自治法改正によって創設された制度でございます。

本市におきましても、住民サービスの向上、また、より効率的・効果的な施設の管理運営を図るための一つの形態として、現在、21施設57箇所において、指定管理者による運営を行っております。

従前の管理委託制度と現行の指定管理者制度との相違点につきましては、資料の中ほどにお示ししております表のとおりでございます。勝手ではございますが、説明は省略させていただきますので、ご参照のほど、よろしく願いいたします。

次に、資料の下段にまいりまして、指定管理者選定委員会でございますが、この指定管理者となる候補者について、申請されてきた団体が適当かどうか、ご審査、ご決定いただき、枚方市長に答申していただくものでございます。

本市におきましては、資料に記載のとおり、対象施設ごとに、5名体制で合議体を構成するものとしております。裏面をご覧くださいませようお願いいたします。

本委員会の諮問対象である枚方市総合文化芸術センターの選定内容について、記載しております。

資料の表、左端の列に選定方法などの区分を、真ん中の列に本施設（枚方市総合文化芸術センター）における選定内容を、また、右端の列には備考といたしまして、本市における指定管理者制度の運用における原則的な取り扱いをそれぞれ記しております。

上からまいりまして、まず、本施設の選定方法といたしましては、指定管理者を公募することとしております。

次に、本施設の指定管理期間につきましては、4年間としております。本市では指定管理期間を原則5年としておりますが、今回の選定はその例外的な取り扱いとなります。例外的な取り扱いとする理由といたしましては、表の下の※印にありますとおり、枚方市総合文化芸術センター本館につきましては新たに設置する施設のため、光熱水費や稼働率等の不確定要素が多くあることと、本館開館後の運営期間を3年以上確保するため、指定管理期間を4年間とするものでございます。

次に、指定管理料・利用料金制の別につきましては、指定管理料によるものとしております。指定管理者は、本市から支出する委託料をもって、施設の管理運営を行うものとなります。本施設の選定に際しての、基本的な事項のご説明は以上でございます。会長、よろしくお願いいたします。

(会長) 事務局からの説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等がありましたら伺います。いかがでしょうか。

(「意見なし」の声あり)

### 案件(3) ①枚方市総合文化芸術センターの施設の概要及び管理運営状況について

(会長) それでは、ご意見もないようですので、次の案件に移ります。

「案件(3)の①枚方市総合文化芸術センターの管理運営状況及び施設の概要について」を議題とします。

本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、「資料3 枚方市総合文化芸術センターの管理運営状況及び施設の概要について」ご説明させていただきます。1ページをご覧ください。

1. 施設の概要でございますが、枚方市総合文化芸術センターは現在建設中の本館と現メセナひらかた会館を別館とし、2施設を一体的に管理していくもので、開設年月日は令和3年4月1日となっております。

ただし、本館につきましては工事の竣工を令和3年3月下旬に予定しているため、指定管理が始まる令和3年4月以降も約半年間を開館準備期間とし、本館の一般貸出が行われるのは令和3年10月1日からとなっております。

また、別館につきましては本館がオープンしてから半年間休館し、改修工事を行う予定でございます。

本館の主な施設内容でございますが、1,468席の大ホール、325席の小ホール、最大200席程度のイベントホールといった3つのホールを備えるほか、美術ギャラリーや創作活動室兼会議室、リハーサル室、保育室、マルチスペース、施設前広場などを整備する予定でございます。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。

別館の主な施設内容でございますが、先ほども申しましたが、別館は本館オープン後、半年間休館し、改修工事を行う予定でございます。

本館が開館する10月1日以前は、サウナ室を除く諸施設につきましては、現メセナひらかた会館の施設のままご利用いただきますが、改修工事後の令和4年4月1日からは、男女共同参画活動ルーム・相談室・情報提供コーナーなど、一般に貸出を行っていなかった部屋などを改修し、会議室の増加等を行った上で再オープンいたします。改修前の施設内容はページ中頃、改修後の施設内容はページ下段に記載しておりますので、ご参照ください。

続きまして、3ページから5ページにかけてまして、フロアマップをお示ししております。3ページは本館のフロアマップ、4ページは改修前の別館のフロアマップ、5ページは

改修後の別館のフロアマップでございます。

恐れ入ります、6 ページをご覧ください。

(5) といたしまして、本館・別館それぞれの開館時間・休館日をお示ししております。開館時間は、原則、午前9時から午後10時までとし、各諸室の実情に合わせ、若干、開館時間を変えている諸室もございます。

休館日につきましては、現メセナひらかた会館につきましては祝日を除く、毎週火曜日としておりましたが、利便性向上のため、各ホールは月2回、その他の諸室は月1回としております。なお、美術ギャラリーは毎週火曜日を休館日としておりますが、これは展示の準備作業を行うためのものでございます。

続きまして、2.別館、現メセナひらかた会館の管理運営状況でございますが、本館につきましては、現在建設中のためデータがございませんので、別館のみの情報となります。

まず、別館の稼働率でございますが、下から5行目をご覧ください。

平成30年度における定員360人の多目的ホールの稼働率は78.14%、下から4行目、多目的ホールを含む全諸室の平均稼働率は53.13%となっております。

なお、多目的ホールにつきましては、文化的な利用とスポーツ的な利用が約6対4となっており、多目的ホールより舞台機構が格段に充実される325席の小ホールや200席のイベントホールが本館に整備されるため、本館開館後は、移動観覧席を撤去し、スポーツ的な利用を中心に、講演会ができる程度のホールに改修いたします。

7ページ以降に「収支状況」をお示ししておりますが、別館のみの情報でございますので、参考程度にご覧いただければと思います。

甚だ、簡単ではございますが、「資料3枚方市総合文化芸術センターの管理運営状況及び施設の概要について」のご説明は以上となります。

会長、よろしく願いいたします。

(会長) ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

(C委員) メセナひらかた会館の現在の多目的ホールの音響設備はどうなっていますか。

(事務局) イメージとしては学校の体育館のような造りとなっており、文化的な使用の場合は、移動観覧席を倉庫から出して使用しています。音響反射板は設置されており、ピアノの発表会等の小規模な音楽会は開催されているものの、音響・照明設備などは充実しておりません。

(C委員) 本館に今度新しく325席の小ホールができるわけですね。

(事務局) そうです。小ホールだけでなく、平床式で客席数最大200席のイベントホールも整備し、機能面でも充実したものとなる予定です。基本的には文化的な使用は本館をご利用いただきまして、卓球やダンスなどの体育館的な利用は、メセナホールの利用を想定しています。

(C委員) 500 席から 700 席の中ホールはないのでしょうか。

(事務局) 大ホールの 1 階席が 836 席あり、料金体系としても 1 階席のみの利用を設定しているので、それに対応を考えています。

### 案件(3) ②枚方市総合文化芸術センター指定管理者募集要項、基本仕様書について

(会 長) 他によろしいようでしたら、次に移ります。

「案件(3)の②枚方市総合文化芸術センター 指定管理者募集要項、基本仕様書について」を議題とします。

本件について、まず、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、「資料4 枚方市総合文化芸術センター指定管理者募集要項(案)」及び「資料5 枚方市総合文化芸術センター業務基本仕様書(案)」について、ご説明いたします。

募集要項につきましては、指定管理者を指定する際の「申請者の資格」や、提出を求める「申請書類」の内容などといった、ルールや手順を記載した書類となります。

また、基本仕様書につきましては、本市が当該施設の管理運営において、指定管理者に求める業務内容・仕様を記載した書類となります。

先ほどご説明いたしましたとおり、本日、これらの内容について、委員の皆様からご意見等をいただき、市におきまして内容を決定し、公募の手続きを進めてまいりたいと考えております。

それでは、内容のご説明をさせていただきます。

「資料4 枚方市総合文化芸術センター指定管理者募集要項(案)」をご覧ください。まず、「1. 対象施設」につきまして、1 ページから 2 ページにかけてお示ししておりますが、先ほど資料3でご説明させていただきましたとおりでございます。

3 ページをご覧ください。「2. 業務の範囲・内容」でございますが、ここでは※印のある業務については再委託ができないことを明示しております。個別の内容につきましては、「基本仕様書」に記載しております。

続きまして、3 ページから 5 ページの「3. 管理の基準」では、開館日・開館時間・休館日等を定めております。

「4. 指定の期間」では、このたびの公募にかかる期間を令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間と明記するとともに、指定管理者として指定後、速やかに「枚方市総合文化芸術センター開館準備業務」を、別途業務として委託契約する予定であることをお示ししております。

「5. 提案上限額」では、指定管理料の上限を23億46万円と定めております。

それでは、提案上限額の算定根拠についてご説明いたします。

恐れ入りますが、「参考資料1 指定管理料上限額の算定根拠」をご覧ください。

1 ページ中頃の「2. 積算根拠」の(1)人件費でございますが、仕様書に記載しております役職ごとに人件費を算出した結果、令和3年度は1億7012万1000円、令和4年度から令和6年度までは各1億8584万4000円、4年間で7億2765万3000円としており

ます。

2 ページをご覧ください。

(2)文化芸術事業費でございますが、指定管理者が行う自主事業といたしまして、令和3年度は50本程度、令和4年度以降は年間100本程度を実施することとしており、支出額は、令和3年度は1億3775万円、令和4年度から令和6年度までは各2億3460万円、4年間の支出合計は8億4155万円としております。収入額は、令和3年度は8300万円、令和4年度から令和6年度までは各1億4260万円、4年間の収入合計は5億1080万円としております。

続きまして、(3)光熱水費でございますが、別館の実績も含めまして、最下段の表のとおり、令和3年度は5550万円、令和4年度から令和6年度までは各7680万円としており、4年間の収入合計は記載しておりませんが、2億8590万円としております。

3 ページをご覧ください。

(4)初度調整費及び修繕費、(5)事務経費及び維持管理費は記載のとおりとしており、(6)カフェ運營業務につきましては、指定管理料に含めないこととしております。

(1)から(5)までの合計の指定管理料は、令和3年度は4億6524万8000円、令和4年度は6億1327万3000円、令和5年度は6億866万6000円、令和6年度は6億1327万3000円、4年間の指定管理料の上限を23億46万円と定めております。

なお、(3)光熱水費及び(4)初度調整費及び修繕費につきましては、精算することとしております。

恐れ入ります、募集要項の5ページにお戻りください。

最下段の行でございますが、指定管理料による評価と提案内容による評価の割合については、2対8としております。

指定管理料による評価と提案内容による評価の割合については、本市においては「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」に基づき4対6を基本としてまいりましたが、委員とのヒアリングの中で、「本案件は、施設の維持管理も大切だが、多彩で魅力的な自主事業を数多く展開していくことが最も大切である。4対6では指定管理料による評価が高く、魅力的な自主事業が提案できにくいので、せめて2対8にするべきだ」「劇場法の指針を踏まえ、専門的な知識及び技術を有する指定管理者を選定するためには、提案内容を重視するべきである」「指定管理料による評価と提案内容による評価の割合が4対6のままだった場合、仮に提案内容が優れておらず突出して低い指定管理料を提示した応募者があれば、指定管理料による評価で点差が大きく開いてしまい、提案内容がいくら優れている応募者がいても、その応募者は挽回することができない」といったご意見を委員から頂戴いたしました。

「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」では、指定管理料による評価と提案内容による評価の割合については4対6を基本としていますが、建物の維持管理を基本とするもの、自主的な事業展開を行うものなど、施設によって設置目的や性質等が異なることから、その特性に応じて柔軟に設定し、選定委員会で決定するものとしております。参考に、近隣市において、民間事業者による指定管理を行っている文化施設の評価の割合を調べてみますと、豊中市では指定管理料3に対して提案内容が7で実施していました。

また、岸和田市、三田市、明石市は価格評価を、指定管理料そのものではなく、提案

内容との整合性があるなどといった定性的な内容で行っており、その割合は、岸和田市は2:8、三田市は1.3対8.7、明石市は0.5対9.5となっておりました。

よって、今回の枚方市総合文化芸術センターの指定管理料による評価と、提案内容による評価の割合については、委員のご意見を踏まえまして、2対8としたものでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。

「6. 行政財産目的外使用許可の取扱い」、「7. ネーミングライツの取扱い」、「8. 指定管理業務従事者通勤用具の駐車スペースについて」、「9. 備品等管理区別一覧表」、「10. リスク分担」について記載しております。

6ページから8ページにかけてお示ししております「11. 提案にあたっての確認事項」につきましては、後ほど、案件(3)の③「枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定基準について」において、ご説明させていただきます。

8ページをご覧ください。

「12. 指定管理者に付与する権限」では、付与する権限とともに、施設の改修・整備についても触れています。

8ページから10ページにかけてお示ししております「13. 経理に関する事項」では、利用料金制度の適用は行わないこと、指定管理業務にかかる経費や収入は他の事業とは別の口座で管理すること、初度調整費・修繕費・光熱水費については各年度末に精算を行うこと、文化芸術事業やカフェ運営事業等にかかる収支等について定めております。

10ページをご覧ください。

「14. 申請者の資格」、11ページから13ページにかけての「15. 指定管理者の義務」では、枚方市が申請者ならびに指定管理者全般に求めている内容を列挙しております。

13ページをご覧ください。

13ページから15ページにかけての「16. 提出書類」「17. 複数の法人等が構成するグループ(JV)で申請する際の留意事項」では、提出にあたっての確認事項を列挙し、15ページから17ページにかけての「18. 募集要項・指定申請書・様式等の配布」「19. 施設説明会及び質疑期間」「20. 申請書受付」までで、スケジュールを明示しております。

配布期間は15ページ中ほどに記載しておりますとおり、1月17日(金)から3月18日(水)までとしており、

16ページをご覧ください。

説明会は1月29日(水)、質疑期間は1月29日(水)から2月5日(水)まで、回答の公開は2月18日(火)から、

そして、申請書の受付は2月18日(火)から3月18日(水)までとしております。

17ページをご覧ください。

「21. 選定について」では、本選定委員会の概略の説明、

18ページをご覧ください。

「22. 指定について」では、本選定委員会における指定候補者選定結果の答申を受けて、本市が市議会に対し指定候補者を指定管理者とする指定議案を提出し、可決後に指定するという流れを説明しております。

「23. 指定管理者指定後の手続等」では、指定管理者と交わす協定書の説明、「24. 指定管理者の形態変更等に手続等」では、JVの構成変更など、指定管理者に形態変更等が生じた場合については、原則として再度指定の手続きが必要であることの説明、「25. 事務引継ぎについて」では、今回の指定管理期間終了時に、次期指定管理者に業務を引き継ぐよう求めています。

最後に、別表3の「管理運営体制一覧表」において、総合文化芸術センターで年間100事業程度実施し、館はもちろんのこと、まち全体の活性化に繋げていくことを求めていることから、文化芸術全般に幅広い知識と経験を有し、採算性と公益性のバランスがとれた高度なプロデュース能力を発揮できる企画制作担当の配置や、センターの取り組みを発信し、賑わいにつなげることができる広報・営業担当者の配置を求めています。

なお、別表3には「メセナひらかた会館 施設の利用状況」「メセナひらかた会館収支状況一覧表」も添付しております。

募集要項に関する説明は以上となります。

次に、「資料5 枚方市総合文化芸術センター管理運営業務基本仕様書（案）」について、ご説明いたします。

募集要項と重ならない部分を中心にご説明いたしますと、4ページの「7. 関係法令の遵守」から9ページの「14. 不可抗力への対応」までにおいて、従事者の業務内容について、

10ページから21ページに「業務要求事項について」において、総合文化芸術センターで求める業務の詳細について、多岐に渡ってお示ししております。

特に今回の公募に当たっては、総合文化芸術センターの指定管理業務が、単なる施設管理業務ではなく、多彩な事業を展開し、まち全体の活性化に繋げていくことを求めていることから、10ページから12ページにかけて年間100事業を行っていただく自主事業の一部内容や共催事業について記載しているほか、19ページに(9)広報宣伝業務といたしまして、センターの魅力を発信できるように、情報誌の作成や多彩な宣伝方法により集客活動を促しております。

次に、「資料4 募集要項（案）」の後ろの方に添付しております、【別紙1】事業計画 確認事項一覧について、補足説明させていただきます。

この書類につきましては、申請団体に求める提出書類の一つとして位置付けているものでございまして、内容といたしましては、申請団体が提出する事業計画書の概要版的なものとなります。

左端から、それぞれ本市が当該施設の管理運営において求める要求事項、確認事項を記載しておりまして、申請団体はその右隣の「提案内容」の欄に、それぞれ事業計画書における記載内容を抜粋または要約する形で記載するものでございます。

なお、一番右の欄には、当該内容が事業計画書において掲載されているページを記載いたします。

これら右側2列の記載内容は、申請団体自らが記載するものであり、本市は一切、手を加えませんので、あくまで申請団体の責任のもと、作成していただく位置付けになります。

委員の皆様にご審査いただく対象は、あくまで事業計画書そのものではございますが、事業計画書そのものが膨大な内容となるケースもございますので、そうした意味で審査のご参考にしていただければと考えております。

「案件(3)の② 枚方市総合文化芸術センター 指定管理者募集要項、基本仕様書について」のご説明は以上でございます。

会長、よろしく願いいたします。

(会長) ただいま説明のありました内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

(C委員) 提案に当たっての確認事項の②施設運営に関する計画 項目12について、社会包摂事業についての定義ですが、ここで想定されている社会的グループは具体的に何でしょうか。社会包摂の事業で対象となるターゲットはかなり多様であり、この文章から指定管理者が何を求められているのかを認識するには分かりにくいと思います。

(事務局) 総合文化芸術センターの横にはラポール枚方という福祉施設があることから、福祉的な観点から障害のある方、高齢の方などはもちろんのこと、乳幼児の育児をされている方や不登校の方など、センターになかなかお越しただけでない環境の方に対しまして、気軽にセンターへお越しただける事業を展開することを想定して社会包摂事業を考えています。あくまでも幅広く、いろいろな形で事業を展開していきたいと考えています。

市が対象を特定するのではなく、事業計画書(様式第2号)の中で、「※枚方市の現状をふまえ社会包摂事業として、どのようなターゲットにどのような事業を実施する予定なのかについて記載してください。」と説明しており、提案事業者が本市の状況を鑑みて、どのようなターゲットを想定し、どのように事業を展開していくのかを提案として示していただく考えです。

(C委員) 枚方市の現状について応募者が自ら調べるのですか。

(事務局) はい。ロケーション的には先ほど説明させていただきましたが、センターの隣にラポールひらかたという福祉施設がありますので、そことの連携については市として想定していますが、そこに限定することなく、幅広く提案いただけたらと考えています。

(C委員) 国の方針としては揺れており、今年は特にパラリンピックがあるので、福祉の中では障害者のことが頭にあります。しかし、いろいろな会議で見ていると、移民労働者として入ってきている外国人に対する社会的な包摂がかなり強調されていたこともありました。多文化共生という言葉です。私は、社会包摂という言葉よりも社会的包摂という表現の方が良いと思っており、これは社会的排除を是正するための施策として出てきた言葉だからです。その時、日本ではそれほど大きな問題になっていないとはいえ、やはり文化的バックグラウンドが違う人たちを包摂する場としての文化施設、あ

るいは文化活動が大切になってきます。今、インバウンドで外国人がたくさん来ているので、一過性ではなく長く定住する人たちが増えてきています。地域によっては外国人の人口が5%~10%を占めているところもあります。

他にもLGBTや子どもの貧困の問題もあるので、今までの福祉の対象では収まらない社会的包摂の広がりや個々に見ていく必要があるものもあります。ターゲットとしてどこに焦点を当てるかによって芸術文化事業の中身も変わってくると思います。社会的包摂のできる事業は限られているので、そのあたりの配慮として、ターゲットを細かく設定し、事業提案できているかを見ていく視点が重要になってくると思います。そのあたりを提案者に気付かせることができる書き方であれば良いと思います。

(事務局) 仕様書の事業の中に、例示を記載することで対応します。

(C委員) 可児市文化創造センターは、多様な社会に合わせた事業に取り組んでおられるので、参考にさせていただけたらと思います。

(会 長) 他に何かございませんか。

(B委員) 提案内容による評価が8割という事務局の考えは良いと思います。

積算根拠が参考資料1に示されていますが、その中で2ページに文化芸術事業費の記載があります。ここは大事な部分で、この費用に対してうまく運営できる事業者、つまり迎合型で収入を上げようというものではなく、事業提案を見てみて枚方にどのような文化芸術事業が必要か、どういう風に見極めているのかという定性的評価があって、その上でいかにマーケティング作業を行いながら効率良く入場者数を上げながらチケット等の収入を増やしていけたら、同じ事業区分の中で、より大きな規模の事業で、より多くの回数を組んでいくことができるという評価につながっていきます。その全体像は企画提案の中で見ていかないと事業の中では出てこないわけです。どういう事業をやるかというところで、どういう方法論でマーケティングしていくか、これは表裏一体だと思われまして、それを事業評価の中で、大きなウエイトで見ていくことが妥当だと思います。企画提案は単にどういう事業をするのかということではなく、運用できる能力なども見えてくると思うので、2:8の評価の仕方は良いと思います。指定管理料については、上限値を示すわけですし、天井知らずで上がるわけではないので、この割合で良いのではないのでしょうか。

(会 長) 他にご質問やご意見はありませんか。

(C委員) 今、B委員が仰られた参考資料1の文化事業費の表の収入の部分で、補助金・協賛金・手数料の項目がありますが、どういう企画をやるかによって文化庁などからの外部資金と一般的に言われているところから助成金を取れるかでだいぶ違ってくると思いますが、この1260万円という数値が適切かどうか。これも内容に関係してくると思いますが、エンタメものの事業であれば難しい。

この1,260万円は、国からの補助金を指しているのですか。

(事務局) 国や地域創造からの補助金を指しています。

(C委員) 1260万円についてB委員はどう思われますか。

(B委員) 低いハードルではないですね。割と高いと思います。

民間の事業者が指定管理者になる場合、なかなか公的助成金を得ることは難しいと思います。努力目標として、1260万円ということで根拠にされているのでしょうか。手数料とは何を指しているのでしょうか。

(事務局) 協賛金・助成金の他、舞台の追加サービスも含んでいます。また、その他手数料として、広告収入なども見込んでいます。

(B委員) 支出の方で、アとイが舞台系の事業で、ウ～オがホールを使わないタイプの事業とされており、支出2億3,460万円に対して、チケット収入が1億3千万円で、事業費の半分がチケット収入で見込まれています。ですからこの部分の増収を見込めるような事業者であれば事業数を増やすことができる。つまり、質や規模も上げていける、そのあたりの見込みを企画提案で見なければいけません。

(C委員) デフォルトで大阪フィルハーモニー交響楽団に事業をしてもらうことがあると思いますが、単価がだいたい決まっており、それに対してチケット収入だけで対応することはまず難しく、場合によっては半分以上持ち出しが出るのが想定されます。そのような非営利的な事業と営利的な事業をどういう風に組み合わせるかです。

(事務局) 全体のバランスとしてどちらかに偏るのは、本市としても本意ではありません。全体バランスを考えた上でどういう提案がいただけるのかが非常に大事だと考えています。

(B委員) どういう事業を提案されるかも大事ですが、それをいかに効率良く広報営業して、高い比率で入場者数を上げて、チケット料収入を上げていながら事業数を確保していくかを提案できる事業者が望ましいです。この見極めを定性評価でしていくのが、2:8の8の部分です。

今回は利用料金制を取らないので、ある種の目標値を決めて、できるだけ利用促進をしていただくことは当然なわけです。第1タームのこの4年に関しては、使用料は市の収入となるので、それは指定管理料に反映されませんが、次の指定管理の公募の際には利用料金制を検討していくので、そのあたりはその時に見極めを行われるわけです。

(会 長) 他に質問がございませんでしたら、募集要項と仕様書について、C委員からご提案がありましたご指摘につきましては、仕様書に例示を記載するという事で、委員の皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会 長) 本件については、ただいまご協議いただいた方向で修正を進めていただきたいと存じます。

ただ、本日の会議では、修正内容を確定しづらい部分もございますので、本件の取り扱いについては、会長にご一任いただくということで、その後事務局と調整の上、委員の皆様にご報告するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会 長) ありがとうございます。

### 案件(3) ③枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定基準について

(会 長) それでは、次に、「案件(3)の③枚方市総合文化芸術センター 指定管理者選定基準について」を議題とします。

本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) それでは、「案件(3)の③枚方市総合文化芸術センター 指定管理者選定基準」について、ご説明いたします。

「資料6 選定基準(案)」をご覧ください。

この選定基準は、募集要項、仕様書に基づき作成するもので、委員の皆様申請団体をご採点いただく際の基準となるものでございます。

まず、1の指定管理者選定基準の位置付け及び選定の基本的な考え方といたしまして、指定管理料の額のほか、申請団体の提案する事業計画書の妥当性・実現性・確実性を総合的に評価する旨を記載しております。

次に、2として本委員会の審議体制について、3として審議・採点の方法について本委員会において申請団体の申請書、事業計画書等を審議し、採点していただく旨を記載しております。

次に、4として選定結果の公表につきましては、各申請団体に通知するほか、選定の概況等をホームページに公表する旨を記載しております。

2ページをご覧ください。ローマ数字の「Ⅱ 選定委員会における審議の内容について」ご説明いたします。

まず、1.内容審査でございますが、申請書類及び応募者資格の確認などの基礎審査を経た申請団体に対し、選定委員会は内容審査を実施していただきます。

内容審査では要求事項を満たすための提案・方法を確認するとともに、申請団体による提案内容に対して、

- 1)その提案内容が市民サービスの向上につながるものか
- 2)柔軟な発想によるものか
- 3)実現性があり条例・規則に沿ったものであるか等について、専門的見地から調査審議し、評価を実施していただきます。

各要求事項の評価方法及び配点ウエイトにつきましては、今までの選定委員会とは若干、変更しております。

今までの評価方法は、①経営方針や、②指定管理者の指定を申請した理由といった「要求事項」を単位として、AからEの5段階評価を行っていただくものとなっております。

また、配点ウエイトも申請団体に関する配分が高くなっており、提案内容が点数に反映されにくい配点ウエイトとなっております。

しかし、このことにつきましても、委員とのヒアリングの中で、「施設の特性によって、評価方法や配点ウエイトについても柔軟に対応するべきで、総合文化芸術センターは施設運営に関する提案が極めて大切な施設であり、従来の方法では、折角、良い提案を受けても、申請団体に関する配点ウエイトが高ければ、優秀な提案内容があっても、あまり点数に反映されないため、結局、価格評価の高い申請者が有利になってしまう」といったご意見を委員から頂戴いたしました。

「枚方市指定管理者制度に関する基本指針」では、選定における審査・評価項目についての項目の詳細及び配点につきましては、施設の特性に応じて施設所管部署において設定し、選定委員会が決定するものとしています。

本市の「審査・評価項目」には、申請団体の評価（経営の継続性・安定性、事業実績、社会貢献性、情報公開・個人情報保護措置の的確性等）と事業提案内容に係る評価の両方が含まれていますが、近年、他市において文化施設の指定管理者を選定した事例では、劇場法の指針を踏まえて、団体の評価より事業内容や人的能力を重視した基準を採用する傾向にあります。

本案件は本市の文化芸術拠点となる施設の運営であり、枚方市駅周辺の魅力を高める役割も期待されることから、委員のご意見を踏まえまして、事業提案内容に係る評価に比重を置いた評価方法とし、配点ウエイトも事業提案内容を高くしております。資料を再度ご覧ください。

内容審査の得点化は、各要求事項に設けた配点に下表の乗率を乗じて行い、各委員の得点（160点満点）を総合計した点を内容審査の得点といたします。

中ほどの表をご覧ください。各要求事項を性質別に「団体評価」と「提案評価」に区別し、団体評価については、確認事項を満たす記載があるかないかの○×の2段階評価、提案評価については、AからEまでの5段階評価としております。

恐れ入りますが、4ページをご覧ください。

4ページから6ページにかけて、事業計画に関する内容審査の表をお示ししております。表の冒頭にあります「要求事項」欄に「団体」「提案」という項目で、要求事項が団体評価なのか、提案評価なのかが、わかるようにしております。

また、施設の特性に合わせまして、要求事項の「2.施設の経営方針に関する事項」の配点ウエイトを63%と高くしております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

次に、ローマ数字の「Ⅲ 指定管理料について」でございますが、下の方に記載しております計算式によって、得点化を行うということで、申請団体から提示された指定管理料（4年間分）の合計額のうち最も低い額を提示したものを満点の200点とし、その他の団体には下記得点化計算式に基づき、最低価格を基準として、基準との価格差

の割合により減点し、指定管理料の得点とするものとしております。

次に、3 ページ、ローマ数字のⅣ 総合評価についてでございますが、指定候補者の選定につきましては、事業計画の内容審査（800 点満点）と、指定管理料（200 点満点）をそれぞれ得点化したものを合算し、1,000 点満点とする総合評価方式で行っていただくことを記載しております。

恐れ入りますが、審査、採点方法に係る考え方等の詳細につきましては、参考資料 3 「資料 6 指定管理者選定基準に係る補足説明資料」によりご説明をさせていただきたいと存じます。参考資料 3 をご覧いただけますでしょうか。

一部、先ほどの説明と重複いたしますが、まず、指定候補者の選定に当たりましては、申請団体の提出する事業計画書の内容審査による得点 800 点満点と、申請団体から提示された指定管理料の得点化による 200 点満点の、合計 1,000 点満点とする総合評価方式でございます。指定管理料につきましては、最も価格の低い額を提案してきた申請団体を 200 点とし、その他の申請団体の得点化は、資料記載の計算式により、算出するものです。

次に、内容審査の 800 点満点につきましては、委員 1 人当たりの持ち点である 160 点が委員 5 人分で合計 800 点となるものです。

この採点につきましては、下段に記載しております「選定基準」（抜粋）のとおり、各要求事項を性質別に「団体評価」と「提案評価」に区別し、団体評価については、確認事項を満たす記載があるかないかの○×の 2 段階評価、提案評価については、A から E までの 5 段階評価としております。

2 ページをご覧ください。採点に係る具体的な手順を記載しております。

行程①といたしまして、まず、申請団体から提出された事業計画書の記載内容が、本市が求める「確認事項」を満たしているかどうかをご確認いただきます。

資料に記載しております図は、申請団体から提出されてまいります書類の一つである「事業計画確認事項一覧」でございます。この資料を目当てに、本市の求める「確認事項」に対する提案がなされているのか、その概要とともに事業計画書本体における掲載ページの記載内容をご確認いただきます。

恐れ入りますが、3 ページをご覧ください。

行程②といたしまして、事業計画書への記載内容が本市の求める「確認事項」を満たしているかどうかについて、ご判断いただきます。

なお、事業計画書の記載内容だけで、「確認事項」を満たしているかどうかの判断が行い難い場合や、疑問点がある場合などは、申請団体によるプレゼンテーションの場で、質疑などを行っていただき、ご確認、ご判断いただくものとなります。

そのうえで、まず、パターン①といたしまして「団体評価」の場合ですが、「確認事項」を満たす記載がある場合は「○」、確認事項についての記載がない、または確認事項が求める内容を全く理解していない記載が 1 項目でもある場合は「×」となります。

次に、パターン②といたしまして「提案評価」の場合ですが、確認事項に対し、提案内容が標準レベル（仕様書に記載された内容を満たすレベル）である場合は「C 評価」となります。

続いて、提案内容が優れている場合は「A 評価」または「B 評価」とし、劣っている（仕様書に記載されたレベルに達していない）場合は「D 評価」または「E 評価」としてい

たきます。

2 ページの下段に記載しておりますが、「申請団体の事業計画書」や「別紙1 事業計画確認事項一覧」等の書類については、公募手続きを経て、次回（第2回）の委員会において、委員の皆様にお渡しする予定でございます。

内容をご確認いただき、第3回の委員会で実施する予定の申請団体によるプレゼンテーションにお備えいただくこととなります。

よって、第3回の委員会で予定している申請団体のプレゼンテーションでの質疑を通じて、「不明確な点」が明確になった場合などにおいて、例えば「D評価」としていたものを「C評価」以上に上げていただくことも考えられます。

また、逆に、質疑を通じて、評価が下がることも想定されます。

次に、資料最下段にまいりまして、行程③といたしまして、第3回の委員会での申請団体によるプレゼンテーションを経て、暫定的な評価をしていただき、その内容を事務局にご提出いただき、事務局にて、各委員の採点結果を共有できる資料を作成いたします。

その資料をもって、委員の皆様にも共有化を図っていただき、最終的には第4回の委員会で、委員の皆様の評価（得点）を確定いたします。

以上が、審査、採点に係る大まかな流れとなります。

なお、4 ページ以降には、採点結果と、得点化に係るイメージを記載しております。委員の皆様には、A～E でご評価いただきますが、その得点化については、事務局にて行うこととしております。

ご説明は以上となります。

会長、よろしくお願いいたします。

（会長）ただいま説明のありました選定基準の内容について、委員の皆さんからご質問、ご意見等はありませんか。

（C委員）人件費の細かい割り振りが資料にあったと思いますが。

（事務局）参考資料1の指定管理料の算定根拠に記載している内容でしょうか。

（C委員）これは全部一括して指定管理料の点数として出てくるのでしょうか。定性的評価の項目を見ていると、例えば①経営方針の項目3で「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定される休業制度が確保されている。」とありますが、つまり労務に関する条件をきちんとクリアしているかということと、雇用条件もしくは報酬のことをどう見ていったら良いのかということです。私も現場の声を聞く中で心配していることです。指定管理者制度が始まって、コストカットもあると思いますが、そうすると非正規雇用の問題だけでなく、年功序列の制度が崩れているので、40・50歳を過ぎても全く給与が上がらない。これでは家庭も持つことができない、将来の見通しが立たないなどの声を聞きます。すると、指定管理料がいくら安くても現場は不幸です。そうならないように、その点は責任を持って審査員として見極めることができるかどうか考えています。この評価基準のどこで判断した

らよろしいでしょうか。

指定管理料が安ければ良いという話ではないことは皆さんお分かりかと思いますが、その中身として、どういう合理化をしているのかということで、無駄を省くことは当然必要ですが、働く側の幸せを損なう形で評価すべきではないと思います。そういうことが見極められるような基準になっているのでしょうか。

(事務局) 提出を求めている様式第3号の中で、それぞれ事業ごとに役職に分けて人件費を記載してもらうことになっています。ここで中身の判断をしていただけたらと考えておりますが、評価基準の職員の適正配置の項目で、適正な雇用条件の下に職員が配置されているなどの表現を追記することも可能です。

(B委員) 指定管理期間が限られているので、業者側としても人材を確実に確保できるかは難しい問題です。ただ、藤野委員が仰るように市側からも積算根拠の提示があり、その部分がその通りに履行されるかどうかが大変なポイントです。役職者だけでなく一般の職員も含めて、一定の人件費を根拠にしていくというのを見極めていかなければいけません。ですから、費用が2で提案内容8なので、8の中で見極められたら良いです。特に費用面で開きが出た場合、根拠は何かを議論した方が良いでしょう。そこを2の点数だけでいくのかということです。

(事務局) 内容審査のところで、3.施設の管理に関する事項の②職員の適正配置で、29・30・31と確認事項がありますが、例えば今ご指摘いただいた部分のところを追加させていただいて、配点として20点ありますので、その中で点数化していただくのはいかがでしょうか。文面については、事務局で考えた後、会長に一任させていただき、委員の皆様にご報告させていただきます。

(B委員) そうですね。ここはかなり高い点数配分にしており、団体評価のように○か×で評価できるものでもないのに、その根拠として出ている見積りの中で、それを見極めるということではないでしょうか。

(事務局) 配点ウエイトは20点と高くしておりますので、項目の中で表現を追記させていただいて、申請者側にそういう点も評価することが分かるようにした上で提案していただき、 $+ \alpha$ でご質問していただくことで対応させていただきます。

(会 長) この件についても、この場では確定できませんので、会長に一任いただき、事務局で文案を調整した上で、改めて委員の皆様にご報告するという形ではよろしいでしょうか。

(C委員) ポイントとしては、例えば、文化振興財団で上手く運営できている団体は、キャリアパスになっています。最近ようやく新卒採用でも少し採用枠ができており、その新卒採用の人が公務員でも一般の企業の人と同様に、徐々にスキルアップして、登り詰めていくという筋道ができているのが一番良いのですが、指定管理者制度が導入されてから、それが年限のために使い捨て状態になっています。それをどう克服するかとい

うことが、指定管理業者の中でも議論されていて、しっかり研修を実施するなど新卒でも育成する道筋があるかどうかです。人材育成が今まであまりできてこなかったの  
で、そういうところを意識的にできている事業者なのかが私は知りたいです。それが  
実績として書き込まれていれば良いと思います。

(事務局) 先ほども申しましたとおり、項目の中で表現を追加することで、20点の中で、業者への  
プレゼンテーション等も踏まえてご判断していただくということによろしいでしょ  
うか。

(C委員) はい。

(B委員) それはつまり、枚方のホールの指定管理者として運営するだけでなく、その事業者が  
それだけの能力を持っているかどうかの見極めですね。枚方は最初の4年間で、それ  
から先の展望はないわけで、その事業者の中で人材育成能力を持っているかどうかの  
見極めになります。

(C委員) そうですね。それが次につながる大きな具体説明になります。

(B委員) ですから、点数配分でそうしていきながら、提案書の中で読み切れない部分に関して  
は、質問を通して見極めるということです。

(会 長) 他にご意見ご質問ございませんか。

(B委員) 各要求事項の評価方法・配点ウエイトの配分に関しては、これで良いかと思えます。  
ちなみに、指定管理料200点の減点の下限は設定されていましてでしょうか。

(事務局) 全申請団体の平均の85%を下回った場合は、失格となります。資料4の募集要項の5ペ  
ージ「提案上限額」の中で明記しております。これにつきましては、今までの選定委  
員会と同様の基準としています。

(会 長) それでは、先ほどの修正以外の部分については、原案どおりで進めたいと思えますの  
でよろしくお願いいたします。

#### 案件(4) その他

(会 長) 次に、「(4)その他」の事項について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) 次回の「枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会」は、3月26日木曜日の  
午後5時から、市役所別館4階の第3委員会室において開催させていただきたいと考  
えております。ご出席のほど、よろしくお願いいたします。

また、施設の現地視察につきまして、工事の外観をご覧ください程度となりますが、  
ご希望がございましたら、次回の選定委員会と同日3月26日木曜日の午後3時頃から

どうかと考えております。委員の皆様のご希望をお伺いします。  
施設の現地視察をご希望される委員はいらっしゃいますでしょうか。

(「希望なし」)

(事務局) 現地説明につきましては、なしとさせていただきます。

もう一点、本日の資料につきましては、そのままお席に置いていただきましたら、事務局で次回の委員会まで保管させていただきます。

また、本日、お持ち帰りいただいても結構でございますが、その際は、次回の委員会にお忘れなくご持参いただきますよう、お願いいたします。

事務局からは以上でございます。

会長、よろしくお願いいたします。

(会 長) 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

よって、「第1回枚方市総合文化芸術センター指定管理者選定委員会」を閉会します。

委員の皆様には、長時間にわたり本委員会の運営にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後5時30分)